

平成26年9月10日から
平成26年9月10日まで

標 茶 町 議 会
議案第47号・議案第48号・議案第49号
審査特別委員会記録

於 標茶町役場議場

議案第47号・議案第48号・議案第49号審査特別委員会記録目次

第1号(9月10日)

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第47号 平成26年度標茶町一般会計補正予算	5
議案第48号 平成26年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	11
議案第49号 平成26年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	13
総括質疑	
松下哲也君	17
黒沼俊幸君	20
後藤勲君	25
舘田賢治君	33
閉会の宣告	48

議案第47号・議案第48号・議案第49号審査特別委員会記録

議案第47号・議案第48号・議案第49号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成26年9月10日（水曜日） 午後 1時12分 開会

付議事件

議案第47号 平成26年度標茶町一般会計補正予算

議案第48号 平成26年度標茶町下水道事業特別会計補正予算

議案第49号 平成26年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

○出席委員（13名）

委員長	田中敏文君	副委員長	長尾式宮君
委員	松下哲也君	委員	菊地誠道君
〃	本多耕平君	〃	林博君
〃	黒沼俊幸君	〃	後藤勲君
〃	館田賢治君	〃	鈴木裕美君
〃	熊谷善行君	〃	深見迪君
〃	川村多美男君		

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 平川昌昭君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	佐藤弘幸君
税務課長	武山正浩君
管理課長	中村義人君
農林課長	牛崎康人君
住民課長	佐藤吉彦君
住民課参事	蛭田和雄君

議案第47号・議案第48号・議案第49号審査特別委員会記録

住民課参事	松本	修君
建設課長	井上	栄君
水道課長	妹尾	茂樹君
育成牧場長	類瀬	光信君
病院事務長	山澤	正宏君
やすらぎ園長	春日	智子君
農委事務局長	牛崎	康人君 (農林課長兼務)
教育長	吉原	平君
教委管理課長	高橋	則義君
指導室長	佐々木	豊君
社会教育課長	伊藤	正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手	美男君
議事係長	小野寺	一信君

議案第47号・議案第48号・議案第49号審査特別委員会記録

(議長 平川昌昭君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから議案第47号・議案第48号・議案第49号審査特別委員会を開会いたします。

(午後 1時12分開会)

◎委員長の互選

○議長(平川昌昭君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時14分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員13名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

川村委員。

○委員(川村多美男君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま川村委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、川村委員からの指名推選に決定いたしました。

川村委員。

○委員(川村多美男君) 委員長には田中委員を推薦しますので、お取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま川村委員から、委員長に田中委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。
よって、委員長には田中委員が当選しました。
休憩いたします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時16分

(委員長 田中敏文君委員長席に着く)

- 委員長(田中敏文君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

- 委員長(田中敏文君) 続いて、副委員長の互選を行います。
互選の方法について発言を求めます。

川村委員。

- 委員(川村多美男君) 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

- 委員長(田中敏文君) ただいま川村委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(田中敏文君) ご異議ないものと認めます。
よって、副委員長の互選は、川村委員からの指名推選に決定いたしました。

川村委員。

- 委員(川村多美男君) 副委員長には、長尾委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

- 委員長(田中敏文君) ただいま川村委員から、副委員長に長尾委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(田中敏文君) ご異議ないものと認めます。
よって、副委員長には長尾委員が当選されました。
休憩いたします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時17分

議案第47号・議案第48号・議案第49号審査特別委員会記録

○委員長（田中敏文君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第47号ないし議案第49号

○委員長（田中敏文君） 委員会に付託を受けました議案第47号、議案第48号、議案第49号を一括議題といたします。

議題3案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議題3案の歳入歳出予算の補正は歳入と歳出に分け、議案第47号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第47号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

2款総務費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、3款民生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

館田委員。

○委員（館田賢治君） 説明をちょっと受けたときに、再生エネルギーと聞いたのですが、この委託料の関係なのですか。ではない。

民生費か。

○委員長（田中敏文君） 民生費です。

○委員（館田賢治君） もう終わったのか、これ。

○委員長（田中敏文君） 民生費です。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

黒沼委員。

○委員（黒沼俊幸君） 9節旅費、20万円ですが、この内容は。お伺いします。

○委員長（田中敏文君） 住民課参事、松本君。

○住民課参事（松本 修君） お答えいたします。

医師確保対策といたしまして、札幌への出張5回、4万円掛ける5回で20万円を計上させていただいております。

以上です。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

本多委員。

○委員（本多耕平君） 同じく4款の19節合併浄化槽の524万円、先ほどの説明で、計

画よりも大型な浄化槽の伸展ということをお聞きいたしました。何件でこの金額になっているのか。

なお、今年度の計画で何件ぐらいの浄化の計画が持たれているのかも、お聞きをしたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 住民課参事、松本君。

○住民課参事（松本 修君） お答えいたします。

26年度当初予算では35基の整備を予定しておりまして、内訳につきましては、5人槽28基、7人槽7基、この内訳につきましては、25年度に実施しましたアンケート調査の回答をもとに積算しておりましたが、実際26年度、事業が始まりまして申し込みを受けております中で、8月現在で申し込みを受けましたのが、5人槽が12基、7人槽が9基、10人槽が2基、23基となっております、それを35基設置されるものとしまして想定して案分したところ、5人槽が18基で10基の減、7人槽が13基で6基の増、10人槽が4基で4基の増となりまして、その関係で当初予定していたよりも7人槽、10人槽の基数が多くなりましたので、524万円の増額補正となりました。一応9月8日現在の申し込み状況ですけれども、補助事業の申し込みにつきましては23件、実際の補助申請につきましては16件を受け付けております。

以上です。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 3目の振興費の2,900万円の関係ですけれども、28ページの説明の中で、農道整備事業補助金の250万円ありますが、これはどういうことでしょうか。

○委員長（田中敏文君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

これにつきましては、26年度から開始をさせていただいております耕作道等の補修のための補助金でありまして、当初、250万円措置をいただいているところですが、春先の改修要望が予想をはるかに上回りまして、現在のところ34件の申請を受けておりまして、既に積み上げの金額が370万円に達しております。当初は、予算を超えた分については、調整をしながら優先順位を決めながら予算の中でおさめようというふうに考えていたところなのですが、実際中身を見ると、おくらせるわけにはいかないものが多いということで、農協さんのほうとも協議した上で、それぞれ今回の補正をして追加の部分についても対応できるように措置をするものであります。

○委員長（田中敏文君） ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(田中敏文君) なければ、8款土木費について質疑を許します。

菊地君。

○委員(菊地誠道君) 道路維持費の中の15節工事請負費の内容をちょっともう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。できれば舗装の部分だとか、あるいは側溝の部分だとか、ちょっと分けてわかりやすくお願いします。

○委員長(田中敏文君) 建設課長、井上君。

○建設課長(井上 栄君) お答えいたします。

今回、補正をお願いしております500万円の内容につきましてですが、今、500万円の中で想定しているのは、1つは当初に予定されていなかった中で補修工事をどうしても早急に追加してやるべきだと当課の中で検討された部分でございまして、のり面保護で今、予定しております。阿歴内地区ののり面なのですけれども、昨年度の秋の台風で被災を受けまして、これにつきましては、かなりな面積になりますので、今、北海道のほうとも協議させていただいて、最終的には道営事業で完結をしたいと想定してございます。この間、傷むことが考えられますので、暫定的な補強工事を実施したいというもので、これが予定として300万円。

それから、もう1項目がパトロール、それから地元さんからの情報提供等によりまして、舗装路面のわだち掘れで、どうしても通るときに車両が、ハンドルがとられて危険だというような箇所がございまして、約200メートルぐらいの予算になるのですけれども、これに今200万円を計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長(田中敏文君) 菊地君。

○委員(菊地誠道君) この道路維持費の今の説明の中では、災害によってのり面が被害を受けたと。それと、通常の、今、課長が言われたように、舗装道路のでこぼこといいますか、私も課長に日ごろお願いしているのですが、地元しか余り詳しくは知らないのですが、乗用で通るとバウンドするぐらいでさほど影響はないのですが、最近、地方のほうも、シーズンは過ぎましたけれども、バイクがかなり通るのです。そのほかに私どもは仕事柄ダンプも走りますし、そうするとかなり危険な場所が、穴があいている、へこんでいる部分と、それから脇の白線がかなり引っ込んで、通常で車が通らないときは真ん中を走ればいいわけですから、対向車があるときはどうしてもぎりぎりまで、そういう大型車が通るとかなり傾くので、これは非常に危険なので早急をお願いしたいなと、そう思っています。

そこで、私、専門家でないのでよくわからないのですが、舗装がくぼんだ場合の補修の基準といいますか、どの程度になったらアスファルトを再生できるのか、その辺、目安というものが何かあったら、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

今、横断クラックのほうではなくて、縦方向にできる、車両がタイヤの跡の部分でのわだち掘れのご質問だと思います。これについては、明確な基準はございません。今、委員ご指摘の部分、同様な情報等もパトロール、それから町民の方からいただいている箇所がございます。その通行車両にも、今、委員おっしゃるとおり、危険度と申しますか、感じる度合いが違いまして、乗用だと余りさほど感じないのだけれども、大型だったり、あとバイクだったり、その通行状態によって非常に怖いというようなこともありまして、以前にもお答えしましたが、横断クラック等々路面補修につきましては、全町的な課題として私ども捉えておりまして、これが今、補助事業等でも採択になる可能性もあるということで、いろいろ努力をしているところでございます。このわだち掘れについても、この補助の中に入ってくる可能性もゼロではないなということで私ども今、実は動いているところがあります。ただ、今ご指摘のように、どうしても一定程度、私たちやはり確認して、ここは直さないとちょっと危険だなというところにつきましては、私どものほうで判断して、部分的になろうかと思っておりますけれども、対応していきたいと思っている次第です。アスファルト舗装の補修の場合は、一定程度厚さがないとアスファルトがくっつかないという問題もあるものですから、このあたりも見定めて判断しているところでございます。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、9款消防費について質疑を許します。

川村君。

○委員（川村多美男君） 1目の負担金補助及び交付金ということで1,000万円を計上していますけれども、内容について伺いたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

全国共済農業協同組合連合会北海道本部から、北海道を通じて、交通事故対策事業の一環として、救急自動車の寄贈事業を行っておりまして、その事業に釧路北部消防事務組合が手を挙げておりました。このたび寄贈が決定をいたしましたので、その自動車の高規格救急車にするための装備費の負担金として1,051万7,000円を計上させていただきました。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、10款教育費について質疑を許します。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 2項の小学校費と3項の中学校費の中で、両方とも同じなのですが、3目の財産管理費、委託料の部分ですが、先ほどの説明で、調査設計委託料が非構造部材の調査設計ということでしたけれども、範囲が広いですし、金額も大きいので、内容を詳しく説明してください。

○委員長（田中敏文君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 調査設計委託料の内容ですが、非構造部材ということで、小中学校の屋体にあります釣り天井及びバスケットゴール、それから照明器具等の研究調査及び補強の設計を行うための予算であります。それで、今回27年度まで、この中で整備をなささいということになっておりますので、近々に整備する予定であります磯分内小学校と、中茶安別小中学校及び26年度末で閉校します久著呂中央小学校を除いた全校で実施する予定です。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 15節790万円、内容をお知らせください。

○委員長（田中敏文君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

この790万円の内容につきましては、8月11日に台風11号が本町に被災をもたらしましたが、この23路線20カ所の復旧相当でございます。当初で昨年度の大きな秋の被災がありまして、例年よりも多い工事費で5,140万円の当初予算をいただいております。この中で既に発注作業と工事復旧を実施してきているのですけれども、台風11号の被災そのものにつきましては、この当初予算の中で既に発注等々をさせていただいております。この分、これからの災害費、当初の部分、直す5,140万円にプラスこの見合い相当の分をこの補正で補正いただいて、全ての部分の対応に努力したいということでございます。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、9款地方交付税から20款町債まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 地方交付税についてお伺いします。今回、8,200万円幾らの補正で、今、45億円ぐらいの計画、実施になっております。私も地方交付税がどういう形

で、道路だとか人口だとか、いろんな例えば病院とか、そういうことで交付税が国、道から来ているというふうには知っていますが、この45億円、病院関係では、ことしはどれぐらい交付税が来る予定になっているかについてお知らせ願いたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えします。

まだ、特別交付税が入っておりませんので、普通交付税の状況につきましては、1億5,407万3,000円が普通交付税に算入されているという計算になっております。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 黒沼さんも地方交付税の関係、質問しておりますけれども、年4回の交付税の入ってくる形があるのですが、あと、これ大体幾らぐらい残は残っていることになるのですか。まだ、特交の分はまるまる、12月、1月ですから残っていると思うのですが、概算で結構ですけれども、普通交付税で概算どのぐらい残っているのかわかりますか、9月なり11月に入ってくるという前提の中で。わかったらお知らせください。

○委員長（田中敏文君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

今年の普通交付税の交付決定額は43億9,678万円でございます。今のところ2回交付税が入ってきておりますが、22億円ほど入ってきている予定となっておりますので、約22億円程度、同じぐらいの金額があと2回で入ってくる予定となっております。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、第2条、地方債の補正について質疑を許します。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） ちょっと地方債でお聞きしておきたいのですが、いわゆる皆減になった分、地方債で一般廃棄物の関係で皆減になっていますよね。皆減になった分のこの理由を教えてくださいたいと思います。

それと、これ過疎対策債に持っていった分がありますよね。この730万円と1,240万円。例えば過疎債で借りたとしたら、これ地方税法で言う償却年数という、借りたときのこれ施設か何かで借りると、やっぱり耐用年数というのがあるのでしょうか。これどのぐらいの年数になるのですか。あわせてお聞きしたいなと思います。

○委員長（田中敏文君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

一般廃棄物処理事業債の皆減部分でございますが、当初、エネルギー回収施設ですけれども、埋立処理場の建設の関係で、一般廃棄物処理事業債を活用する見込みでござい

ましたが、平成26年度から過疎対策事業債の起債の目的が拡大をされまして、一般廃棄物処理場についても、過疎対策事業債が活用できることになりました。それで、今回、一般廃棄物処理事業を全て減額をして、過疎対策事業のほうに持っていったわけですが、中身について、過疎対策事業債では一般廃棄物処理事業で認められておりました環境衛生調査費と基本設計の起債ができないということで、その分減額がされている状況でございます。

過疎対策事業債の償還年月は12年で、一般廃棄物処理事業の償還年月は最大で20年という形になっております。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、以上で議案第47号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第48号、下水道事業特別会計補正予算、歳入歳出予算、歳出、1款総務費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

菊地君。

○委員（菊地誠道君） 先ほど、説明の中で、いまだに磯分内の汚泥の入れかえの作業に150万円ほどかかっています。私、この件については以前にもお聞きしたのですが、いろいろ道のほうから来て専門家がやっていることですから、余り詳しいことはわからないのですが、いろんなモデルケースでスタートして、結局は結果的にこういうことになってしまったのですが、その原因究明に向けていろいろ試行錯誤をやっていると思うのですが、その見通しというのかな、これからどういう形で原因究明に向けて進んでいくのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと。

○委員長（田中敏文君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

今、先ほど説明しましたように、国総研のほうの原因の究明、水質関係を調査しておりますが、ただ調査するのではなくて、いろいろこういう運転をしたときにどういう状況になるか、こういう運転方法に変えたときにどういう状況になるかとか、そういうことでもって現在やっております。去年、この現象が起こっていたのが、10月に水温が低くなってから起こったものですから、今もやっているのですけれども、これはまだはつきりそういうことで国交省のほうから私どもは報告としては受けておりませんが、いろいろ話を伺う中では、やはり今、ある程度そういう原因については特定できるような状況にはなってきたみたいですが、再度、真冬に本当にさらに水温が下がったときでも、そういうことに対応できるのかとか、その辺の検証もやってみたいような話を伺っております。それに当たって、施設を増設する場合、どうなのでしょうとかという話は一度来たことがございます。町といたしましては、施設を増設する場合、

町の負担になりますので、それについては単なる検証施設としてではなくて、あくまでも増設するときに施設として有効に利用できるような施設にならないだろうかということをお返答しております。そういうお返答をしたものですから、ちょっと国のほうでもまたその辺でもっていろいろどうするかということで検討しているみたいですが、今のところことしの冬にはある程度の原因究明と、それに伴う改善の方法ができるのではないかなというようなお話は伺っております。

○委員長（田中敏文君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） 今、課長のほうから説明を受けたのを聞いていると、国が責任を持ってやっている、道ですか、やっていると思うのですが、何かしらこういうモデルケースといいますか、パターンなので、これを何か実験材料というのかな、いろんなパターンでやっているような感じも受けないわけでもないのです。全額、例えば町の負担分もこういった全部含めて国が持つのならわかるのですが、やっぱり何らかの形でこういった町の負担も出てくるわけですから、その辺がちょっとどうなのかなというような感じもしますので、その辺についてちょっとお聞かせいただきたいと。

○委員長（田中敏文君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

当初、そういうものに伴って汚泥の入れかえが生じた場合は、その費用についても国のほうで出してもらいたいということは要望しておりましたが、国のほうでできるのは検査とかそういうものに伴う費用しか見られないので、その辺は何とか町のほうで負担してほしいということで言われておまして、ただ、今話したように、当初、この処理方式でいけるだろうということで社会実験としてやったわけですが、ただ、水温が今までのその処理でやった地域の水温以上にさらに低い水温だったものですから、そういう面で本当にその水温だけが影響しているのか、あるいはそのほかにそれに伴って何か別な、また、ものがあるのかとか、その辺で国としても一応社会実験ということで、この処理方式がだめだったので別な方式にしますというわけにできないものですから、あくまでもこれでもってその辺の原因をちゃんと究明した上で、100%処理できる施設にしたいということでやっております。

○委員長（田中敏文君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） 前にもお聞きしたときにそういう話をいただいたのですが、水温に関しては、調査の段階で当然把握しているわけですから、地下水、それほど、深さによってはかなり変化はありますけれども、それが一定の深さであれば、あとは量だとかいろんな関係も出てくるのですが、水温に関して言うと、初めからわかっているようなことだと、素人考えですが、そう思うのですよ。それでも今いろいろやっているのだからこれ以上言いませんけれども、冬期間の試験をやって、その結果が出たときに、またお聞きしたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えします。

水温に関しましては、地下水の原水の温度はある程度とられていました。処理場に入ってくるのは、お風呂ですとか流しですとか、使って入ってくるので、当然水温が上がって、今までのほかのところの処理場の低い、寒冷地の処理場でも、ある程度の水温で入ってきていますので、ところが今回、磯分内に関しましては、それほど水温が上がらないで、低いときには7度とか8度で入ってきておりますので、通常ですと大体10度ぐらいまでには、生活排水ですのであるだろうということをやっていたのですけれども、実際はそういうことだったということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 経過等については、ただいま課長のほうから申し上げたとおりでありまして、実はこの問題が起きてから、昨年11月に全国町村長会議があった後の、全国下水道事業の国交省との意見交換会の中でも、私のほうから担当の部長さんのほうに実情を申し上げまして、何とかというお願いをいたしましたし、先月の8月の末にも、網走市で開催された道内の市町村と国交省との下水道に関する意見交換会の中でも申し上げました。担当課長さん、担当部長さんそれぞれ、この事業は、先ほどから課長が申し上げましたように、クイックプロジェクトとあって、国としても言い方を変えれば威信をかけて取り組んだ事業でありまして、それが結果がやっぱり、あずっているということで、何としてでも解決策は見つけないかということをご理解いただきたいと思います。

私どもとしては、プロの皆さん方がそういったことで道、国、それから国総研含めて、英知を集めて対策を検討しているということでもありますので、その結果を待ちたいと思いますし、同時に、今、委員のほうからお話がありました私どもの負担が非常に大きいという実情も訴えまして、何とか国のほうで対応していただけないかという要請はしております。また、これからも技術的なことに関しては、そういった形でお任せをしたいと思いますが、国、道等の要請については、今後も継続して続けてまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、歳入歳出予算、歳入、4款繰入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、以上で議案第48号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第49号、介護保険事業特別会計補正予算、第1条、保険事業勘定歳入歳出予算、歳出、1款総務費から6款諸支出金まで一括して質疑を許します。ご質疑ござい

ませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 10ページの、私、ちょっと聞き漏らしたら失礼なのですが、権利擁護事業のことなのですが、社協で年内できなくなったと。何が理由なのか、ひとつ詳しく聞きたいなというふうに思っています。

それから、そのかわりとしてというか、市民後見人フォローアップの事業を展開することなのですが、この規模ですけれども、何人ぐらいを対象にして、いつごろやるのか、この2点について伺いたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

まず、社会福祉協議会との関係でございますが、今年度になりましてから、町のほうの担当と社会福祉協議会のほうの担当で権利擁護事業のことについて協議を行っています。それにつきましては、先ほども説明いたしましたが、町の基本的な考えとしては、権利擁護事業の実施機関につきましては、社協がふさわしいだろうということで、委託を含めて今年度の社協の予算の中に委託費を計上していたところですが、その基本的な考えとしましては、道社協の今までやっていた事業の中に日常生活自立支援事業というのがあります。これにつきまして、今現在、市町村に移行するという作業が道社協のほうで進められていまして、実は後見人のその実施機関が行う仕事と同様な仕事を行うということもございましたので、基本的にはそれを同時に受け皿として社協と本来町がやる仕事の部分を社協さんに担ってもらいたいなということで、この事業を社協さんと調整をしてきました。ただ、現在、社協さんのほうで日常生活自立支援の部分について開設時期が4月と10月というふうに定められているのですが、今年度については、10月の時期についての開設が難しくなったということもございますので、権利擁護の分だけを先行してということも考えはあったのですが、社協さんが同時に開設できるのが一番いいだろうなということで、今年度の社協での開設時期を見送ったというのが理由でございます。それで次年度につきまして、また改めて予算の時期までには方向性を出していきたいなと考えています。

それから、この権利擁護の実施機関を見送ったということに関して町民が困らない体制につきましては、引き続き地域包括支援センターのほうで、現在も後見人の必要な方につきましては、例えば町長が申請になる部分につきましても、既にことしになって数件実施をしておりますし、そういった分では、基本的には何かあったときには住民課のほう窓口になってそういう受け皿にはなるということで、実施機関の立ち上げはおくられても、それには困らないような体制については十分配慮していきたいと考えております。

それから、今回新たに予算の組み替えをさせていただきましたが、この内容につきま

しては、昨年、北海道の事業で市民後見人の養成講座を開催しました。現在、要請人で受講された方は21名おりますが、その方が継続してフォローアップ研修を受けながら知識を深めていくということも当然必要だということが言われていますので、この事業につきましても、社協の委託の中に含まれていたのですが、これについては、単独で地域包括支援センターのほうの事業という形で実施をしたいというふうに考えています。

それからもう一つ考えているのは、町民向けのセミナーの開催ということで、標茶町安心セミナーというような内容で、これにつきましても、フォローアップ研修の講師を活用させていただきながら、町民向けのセミナーを秋以降に開催したいという形でのご提案でございます。

○委員長（田中敏文君） 住民課参事、蛭田君。

○住民課参事（蛭田和雄君） 社会福祉協議会担当ということでお答えをさせていただきますと思います。

ただいまの権利擁護事業の関係でございます。住民課長が答弁したとおりでございますが、社協としましては、道社協と同じく、実施をするという基本的な考え方については不変でございます。

また、今後、策定を予定しております社会福祉協議会地域福祉実践計画の年次計画におきまして、29年度までの年次計画において、ただいまご指摘のございました権利擁護事業、日常生活自立支援事業を含めまして、年次計画で何年度に実施していくということで位置づけをしてみたいということで考えております。

○委員長（田中敏文君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私は、具体的になぜ開設が難しくなったのかということ。内部事情で言いづらい面があれば、それはそれでいいですけども、少なくとも金額を町としても入れているわけですから、なぜ開設できなくなったのかということ。1つは聞いたのですよ。それには答えられていなかったと思うのです。

それから、地域包括支援センターが後見人のほうも、今の権利擁護のほうもフォローしているということなのですが、もう忙しくなっていると思うのですが、相当介護のほうの問題もありますし、来年度からかなり忙しくなると思うのですね、地域包括支援センターが。だから、そういう意味では、先ほど参事が29年度までの事業計画でと言いましたけれども、これは29年度といたらまだかなり先があるわけで、地域包括支援センターにフォローしてもらっている分を早めるというような意向があるのかどうなのかも聞きたいなというふうに思っているのです。

○委員長（田中敏文君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 若干説明が足りなかったのかという部分のご指摘でございますが、当初、昨年からは権利擁護のその実施機関の立ち上げについては、社会福祉協議会のほうの事務局と定期的に協議を行いながら、昨年はたまたま道の権利擁護の、

市民後見人の養成講座を開催できるということとあわせて、地元の人材育成とあわせながら近い将来、権利擁護の実施機関を立ち上げる、道社協のほうの事業の移管もあるということで作業を進めさせていただきました。基本的にどういう理由で今回見送ったかという一番の理由につきましては、社協の体制、マンパワー的な体制につきまして、現状では難しいという状況が社協のほうから報告がございましたので、今回は10月の立ち上げというのは年内難しいということであれば、次年度にせざるを得ないということで報告がございましたので、当面、社会福祉協議会が本来やるべき部分を町のほうの包括支援センターのほうで賄っていくという体制については、現在、予定をしております。

それから、次年度以降、介護保険事業を含めて地域包括の業務量がふえるのではないかと、ご指摘につきましては、委員のご指摘のとおりでございます、特に地域ケアを中心とする部分での地域包括の部分の役割がふえてくるだろうということについては想定をしておりますが、ただ、現在の後見人の必要な状況につきましては、年によってちょっと状況が違います。実を言うと、去年は町長申し立ては1件もございませんでした。ことしになってちょっと数件ございまして、現在、申請手続を行っているものもあるということですが、現在、その担当者につきましては、非常に精通して、以前からそういう経験もあるということで、非常にスムーズに事務をこなしておりますので、そんなにこの権利擁護の分だけが集中するというふうには私どもでは思っておりませんので、そういった部分については住民課の中で協力しながら、体制については検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（田中敏文君） 深見君。

○委員（深見 迪君） これは質問ではないですが、マンパワー体制が難しいという理由で、これは他の団体のことですので、それ以上は口を挟めませんから。

ただ、議会としてはと言ったら違う意見の人もいるのでそうは言いませんが、一議員として、非常にこの点、気になっている部分だということだけは申し述べて、質問を終わります。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、保険事業勘定歳入歳出予算、歳入、2款国庫支出金から7款繰越金まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、第2条、歳入歳出予算の補正、介護サービス事業勘定、歳出、1款サービス事業費について質疑を許します。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 聞き取りづらかったのですが、確認をさせていただきたい。特別旅費の関係で、社会福祉施設長の云々というふうに聞こえたのですが、法改正によってと

ということで、何か資格を取るための研修としていくのか、その辺ちょっと詳しく教えてください。

○委員長（田中敏文君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

予算の趣旨説明の最初のほうでご説明したのですが、介護老人福祉施設でありますやすらぎ園の園長が交代しましたので、園長としての研修として社会福祉施設長の研修が義務づけられておりますので、それに派遣するための特別旅費だということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、介護サービス事業勘定、歳入、4款繰越金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、以上で議案第49号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

以上で議題3案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時09分

○委員長（田中敏文君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

議題3案、一括して総括質疑を許します。

松下君。

○委員（松下哲也君）（発言席） 今回、補正予算の中に、教育振興費ということで教育予算が出ておりました。また、不動産売却収入ということで、学校林の関係で載っております。全て久著呂中央小中学校に関することですので、二、三、私も気になるものがありますので、そこら辺について質問させていただきたいと思います。

久著呂中央小中学校は、ことしの11月29日ですか、閉校式を迎えると。今、この時点でこの質問をするのは、まだ授業をやっているわけですから、ちょっと控えなければならぬかなと思ったのですけれども、11月29日に閉校式を迎えるということで、あえてさらっと流す程度でお聞きしたいのですけれども、教育要覧でちょっと調べましたら、久著呂中央小中学校といいますのは、これはどういうところで判断したらいいのかちょっとわからないのですけれども、明治38年に特別教授所ということで開校されたのが始まりなのか、昭和10年の久著呂中央特別教授所開校が正式なのか、そこら辺がちょっと

わからないのですけれども、いずれにいたしましても、開校されて、明治ということになりますと約110年、昭和のあれということになると90年ということで、標茶の中でも非常に長い歴史を持った学校がついに閉校ということでは、地域住民の人たちがこれを決断するまでは本当に断腸の思いだっただろうなとは思っております。

そういう中で、今回、閉校に当たって40万円の補助金が出されております。それと、学校林が80万円の売り払い収入があるということで、これらについての使い道と申しますか、それらについてお聞きしておきたいと思っております。

○委員長（田中敏文君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 久著呂中央小中学校の閉校の関係についてのお尋ねでございますが、学校林につきましては、昭和33年から設置されているものでありまして、今回、学校及びPTAから、閉校に当たり、経費として使いたいという要望がありました。それで、町有林の担当であります農林課長のほうに依頼しまして、現在の推計の材積等を調査いただき、収益として80万円は見込まれるというお答えをいただき、今回、歳入は80万円として計上させていただきました。

今回、補正として歳出は40万円ではありますが、当初予算として40万円ありますので、トータルで80万円の予算措置をしています。学校林の収益全て閉校事業に充てるということになっております。使い道ではありますが、閉校に当たりまして、記念誌の作成、それから在校生に記念品の贈呈、それと何か形として残したいということで記念パネル、恐らく写真のパネルか何かを作成して、隣接しております改善センターのほうに残したいのだというお話もありましたので、全て使途に合致するのかなというふうに判断いたしました。今回、トータル80万円の助成金として予算化をさせていただきました。

○委員長（田中敏文君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 私も地域の方々から学校林の関係についてちょっと聞いておいてくれというようなことで依頼もされておりましたので、そういう中では全てPTAだとか地域のほうで閉校に当たってのいろんな記念品だとか、そういうことに使われるということで、その80万円は全てそちらに向けていただけるということで私も本当に感謝申し上げますけれども、そういうことで当初40万円の閉校に当たっての経費を見て、それが今回はまた40万円ということで見て、これが全て80万円で賄うというわけではなく、賄うということでいいのですか、そこら辺。当初40万円を見ていて、そしてまた80万円が学校林の売却収入で入ることになると、そこら辺ちょっと。

○委員長（田中敏文君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 基本的に閉校式の経費につきましては、教育委員会のほうで見ることになっておりますので、案内状の発送ですとか、式典に当たってのしおりの作成等の件については教育委員会の予算を持っております。学校、PTA、それから地域会で閉校実行委員会を立ち上げておられて、実行委員会の中でさまざまな予算

を見ています。また、閉校式の後に惜しむ会等も開催する予定で、その点の経費につきましては、参加者の会費等を学校のほうの中で見込みながら対応するということでお聞きしております。

○委員長（田中敏文君） 松下君。

○委員（松下哲也君） わかりました。

そういう面で財源的にはいろんな面で確保されているということでは、地域の方々もある程度安心したのではないのかなとは、そういうふうに思っております。

閉校式はいいのですけれども、要はやはり閉校後のあそこの校舎等の跡の使い道ということでは、教育長の答弁、わかるのですけれども、一応、教育長からの答弁はどのように考えているのかをお願いしたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

基本的には、学校として目的がなくなった場合については、施設を設置されたほうに返すという形になっておりまして、私どもとしては来年の3月31日をもってその辺の手続をしたいなというふうに考えているところであります。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

先ほど、学校としての任務が終了後は一般財産のほうになってくるというふうに思いますが、その後の使用方法といいますか、今般も閉校後の活用等もしておりますけれども、それと同じように、いろいろ広範な形で問いかけ、呼びかけ、もう実際に行っていますけれども、それらの可能性を探りながら有効活用してまいりたいと考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 教育長からそういう答弁をいただいて、実際はこういうふうになっているのだということをまずきちっと言っていただければ、私はそれで結構であって、あとは返された町側がどういうふうに活用するかということは、これは今回の中オソの関係と全く同じで、町でどのように活用するかというのは今度、町側で考えることであって、私はそれが当たり前と思っていますので、それで問題は、平成9年なのですよ、久著呂中央小中学校が新築されたのは。その後、阿歴内小中が平成11年に新築と。その後、つい最近の標茶小学校ですよ。そういうことから言うと、僻地の学校の中では阿歴内に次いで2番目に新しい。そして、誰しものが久著呂の校舎を見たら、これが閉校になってそのまま使われないでいるのは非常にもったいない、今で言う本当にもったいないという言葉で表現されて誰しものが言う言葉なのですよ。私どもも本当に見ていて、もったいないと。何か有効的な活用ができないのかなと思ってはいるのですけれども、なかなか妙案がないというか、標茶市街地からの距離的な問題だとか、いろんなも

ろもろのことを考えると、非常に難しいというのはわかりますけれども、地域からの要望だとか、そういうことで地域住民との話し合いというのは持たれた経過はありますか。そこら辺、お聞きしたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

実際に閉校記念事業もまだ終わっておりませんので、正式には打ち合わせをしておりますが、この後、正式に地域会に対して活用の意向について打診をしてまいりたいと考えております。

○委員長（田中敏文君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 私も、まだ閉校式が終わっていない、当然そういう中で事前にこの総括をやるかどうか、まだ時期が早いのではないかなということで、議員仲間でも打ち合わせたのですが、ちょっとやっぱり聞いておかなければならないことがあるのかなと思ってあえてやったので、これ以上やりません。

質問を終わります。

○委員長（田中敏文君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時30分

○委員長（田中敏文君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

ほかにご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君）（発言席） 私、質問を2つ用意していたのですが、先ほど菊地委員が磯分内の下水場のことで詳しく質問されたので、そちらのほうはやらなくてよくなったので、1つだけにして集中的に行いますので、よろしくお願ひします。

せんだって8月18日は、町立病院のこれからのことということも含めてお話がありましたけれども、私は町立病院の今のことを含めてお話をお伺いしたいと思います。議員協議会でいろいろ質問もあったりお話もあったので重複するかと思いますが、私なりに質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

7月1日付をもって齋藤國雄前院長が辞職願をされた。その後、私は8月の何日にその辞表なるものが受理されたかはちょっとはっきり聞いておりませんので、その日はいつだったのかをまず知りたいのと、その辞表の理由は、当日18日に説明に来られた副町長は、齋藤氏は高齢であるのと体調が思わしくないのと、それから親御さんの看病もしなければならぬから、そういう理由だというようなことも聞いたのですが、そのまゝ2点について確認をお願いしたいなと思いますので、ご返事をお願いします。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

退職願が提出されましたのは6月30日付でございます。それで、その後、慰留等もしておりましたけれども、11日付で判断をいたしまして、事務処理的には7月25日ということで行ってございます。

それから、退職事由でありますけれども、それにつきましては、先般も全員協議会の中で説明をさせていただきましたが、願上では一身上の都合ということでお聞きになっておりますけれども、私が最初行きまして院長先生からお話を聞いたところでは、先ほどお話がありましたように、年齢の部分があつて、体力がもたない、いつ何かわからないということがあります。それから、ご家族も23年間置きっ放しで親も高齢であるということ、それと分娩もなくなったのでやることはないだろうというようなお話をされました。それで、以前からも後任は、そういうのもあるので早目に探してくれとは言っていたのだけれども、これらの理由をもって8月末をもって退職したいというお話を受けたところでございます。

○委員長（田中敏文君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） やはり違いますね。

一身上の都合と病気、高齢というのは、理由は全然違います、これは。私は本当に病気なのだろうかと思って、20日に齋藤医師にお会いしました。8月20日です。協議会の2日後。私は病気ではないと、そうおっしゃっていますし、高齢の親御さんというのは奥さんのお母さんだそうですが、家内が見ているから私はその介護には札幌へ帰ってするわけではない、こうはっきり言いましたので、やはりなど。一身上の都合なら一身上の都合と私も議員に説明してしかるべきと、こう思いますが、なぜそういう蛇足をつけられたのか、私はその点についてもう一回お聞きします。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

通常、退職願の部分は文面上、一身上の都合というのはよくある話でございます。ただ、先ほど申し上げましたのは、私が実際に院長室に赴きましてお伺いした内容を申し述べたとおりでございまして、それ以上でもそれ以下でもないということを申し上げたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） それでは、慰留をしたというふうなお話も先般ありましたが、慰留はどなたが何回したのですか。それについてお伺いします。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

その件につきましては、前回もお話ししたところでありますが、私が院長室に呼び出

されまして、それで退職願を出したいという話がありました。その中で、私は赤心を持って慰留に努めたところではありますが、かなわずということでもあります。そのときに、これはもう意思は変わらんと。どなたが来ても俺は変えるつもりはないということでありました。

それで、その後、かねて齋藤先生におかれましては、医局の意向、医局から派遣されて来ている、医局の部分が重要だということをおっしゃられておりましたので、7月7日に町長が直接医局のほうに赴きまして、教授のほうにその辺の慰留を強くお願いしてきたところでございます。ただ、結果的には教授のほうから、7月10日でありますけれども、そのときに連絡が来て、齋藤氏については翻意することはないということでありましたので、それらの行動をとったところでございます。

○委員長（田中敏文君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 何度も慰留したと言うから、私は、町長は何度も、2度も3度もされたのだなと思っていました。今聞きましたら、副町長のみがお会いしただけで、やめないでくれとおっしゃったか、いや、病院が困るからとおっしゃったかわかりませんけれども、そういう慰留の仕方しか想像できませんが、町長、これについてはどう対処されましたか。お伺いしたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

経過は、副町長のほうからお話をしたとおりであります。私が直接お聞きをしたわけではないのですけれども、高齢である、それから家族と長いこと離れていて、親も高齢であるので面倒を見たいという理由でやめたいということは、昨年の2月以降、4回だったと思いますけれども、お話を伺っております。そのたびに、齋藤先生がいなければ病院をやっていけないので何とか続けてほしいということで慰留に努めまして、昨年の11月に札医大の齋藤教授ともお話をし、齋藤前院長の負担軽減を図るべく、1週間派遣の先生を派遣してもらって、齋藤先生には3週間の勤務ということで負担の軽減を図るということでお話し合いが教授と齋藤先生と私と副町長の4人で調いまして、今年度がスタートしたわけでありまして。スタートして6月の末ということで、副町長が呼び出されて、齋藤先生からお話を伺って、私はお聞きをしましてこれ以上はやはりもう齋藤先生にご負担をかけるのは無理だろうという判断をいたしました。ただ、副町長が申し上げましたように、齋藤先生は今までも、私は札医の医局の教授からの指示で動いているということがありますので、唯一可能性があるとするれば教授からお願いしてもらおうことしかないなということで、私は札医の教授にお願いをいたしました。そのとき教授のほうから、齋藤先生のいろんなお話を伺いまして、正直な話で申し上げますと、今回はもう無理でしょうというお話をされましたけれども、何とかお願いしますということで慰留をお願いした経過があります。ただ、結果としては、それはかなわなかったという

ことであります。やはりこれは個人的ないろいろな理由があろうかと思えますし、ただ、委員はちぐはぐとおっしゃいましたけれども、私どもがお聞きしたのはそういうことでありますし、申し上げましたように、昨年2月以降、何度も同じことでやめたいというお話を伺っていますので、私はやっぱりもうこれが限界なのかなという判断をしたということでございます。

○委員長（田中敏文君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 慰留については、今、最高責任者の町長が申されたので、そうかなというふうに私は思ったところです。

私は、齋藤先生は22年間とお聞きしましたが、長きにわたって標茶の町民に本当に立派な先生だと、愛された方だというふうに思うものですから、どうして急に、来年の年度内はやりますからと皆さん知っていましたから、患者さんになった人も。それが3カ月で辞表を書いてやめると。それは、病気を理由にしたり、高齢だからと言って。高齢だといったら、私も高齢なのですよね、70歳過ぎていますから。齋藤先生だってまだ70歳くらいですから、私も働いているし、齋藤医師も元気に働いている姿を見たら、高齢だなんていう、一くくりの言葉で言うてはいけないというふうに思います。給与で働いた人、それからいろんな過酷な仕事をされた方は60歳ぐらいでリタイアして何も仕事をされない方、お見受けしますけれども、医師とかその他の弁護士とか、私については自営業ですから農場の経営をやれると。そんなことで、簡単に高齢だからとか、先生に本当にどこか悪いのですかと聞いたら、いや、糖尿の薬をちょこっと飲んでいるのだけれども、あとは何もないと。そうだろうなというふうに思うところで、やはり人様の健康をとにかく言うのは本当によくないことだなと、ここで申し上げておきたいと思えます。

それと、これは本当かどうかをここで言ってもらえればそうだと私は納得しますが、医師に対して、ここにおられる町長とか副町長は、医師を尊敬したり、医師は特別な立場の人だというふうに思っていないのではないかと、こういうふうに考えるところです。なぜかという、一般的に社会通念でいくと、医師というのは、人の命を目の前に患者さんと向き合って、病気であればそれを治すことをするし、齋藤先生については、子供さんを取り上げる立場にいましたし、普通の医師であれば主治医になったら死ぬまで命と向き合うのが医師だと思います。そういう特別な医師、それから医局という特別な組織の対応が私は悪かったというふうに、ここであえて申し上げておきます。

なぜかという、これはここでお聞きしたいのですが、その12月に札医の教授がいろいろ町長とご相談なさって、待遇のことは相談したかどうか知りませんが、齋藤医師から私が聞いた話では、給料を下げられたと。私はこの点については事実なのか、適正な金額なのかについて、お聞きをしたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 何点かちょっと確認をしたいのですが、齋藤先生が病気

だからと言ったとは私どもは報告していないと思います。高齢だからと言ったのは、これは私どもが言ったのではなくて、齋藤先生が私は高齢だからと、そういうぐあいにおっしゃっていたわけです。私が別に高齢だからということではなく、それで高齢で大変なので負担軽減を図るためにということで、本来であれば札幌の産婦人科からかわりの先生を派遣してくれるということは、まず考えられないのですよ。でも、それでも教授のほうが今までの標茶町との関連もあって、結局4週間のうち1週間の派遣を決定してくれたということでありまして、私どもとしては、そのことによって齋藤先生の負担軽減も図れるし、これは私ずっと申し上げていますが、何とか長く働いていただきたいということで、齋藤先生の負担軽減を図るために過去いろいろ取り組んできたということは、それが伝わったかどうかというのはわかりませんが、私どもはそういうぐあいにやってきました。

それと、結果として12月にそういうことで本人も了承されましたので、年度がスタートしたわけですから、私どもがびっくりしたわけですよ。何でというお話になったわけ。それで、先ほど申しましたように、今までそういう理由で先生から申し出がありましたので、今回、これは4回目、5回目になりますので、もうこれはいよいよ無理なのだろうと判断をしたということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

それと、医師を尊敬していないというのは、余りにも一方的な決めつけでありまして、それは委員のお考えはお考えで、それはそれでよろしいかと思っておりますけれども、決して私どもはそんなことはありませんので、ぜひここら辺は一方的な決めつけだけはしないでいただきたいと思います。

それから、給料を下げられたというお話がありましたけれども、先ほど申しましたように、今まで4週間働いていただいたわけですから、これを3週間にするわけですから、今までと同じような報酬を払うということにならない。これは先生も、札幌の教授もご理解をいただいた上で、私どものほうで提案をして、齋藤先生が納得された上で新年度からスタートされたわけです。そうでなければ新年度スタートできなかったわけですから。だから、私どもとしては、当然、先ほど委員がおっしゃったように、1年間は何とか我慢してやっていただけるものと、そのように考えておったのです。それで、突然辞表を提出されたということで、私どもとしては対応に非常に苦慮したということが実態でありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 町長も医師に対する気持ちは私と変わらないということで、その点は行政報告でも最後に、医師が札幌のほうに行かれたことは本当に残念だし、いろいろお世話になったという言葉でも私も心の中におさめておりますので、そのことはともかく、やはり医師というのは数少ないですから、北海道には。医局といえば3つしかありません。札幌医大については、産婦人科で標茶出身の齋藤教授がいろいろ医局にい

ながら齋藤國雄医師についていろいろ配慮されて、町長にももう一年働くようお願いしたいということで3人、それは決まったことだというふうに私は前のときの話でも、行政報告でも伺っております。

それが信頼関係と一言に言えば、最高責任者、病院設置責任者の町長が、尊敬するという言葉が余り適切でないとするれば、もっと親切に齋藤先生に対応していただければというのが私の結論的な言葉になったのですけれども、終わったこととなります。

それで、今後については、札医の教授についてはどんなような標茶の町立病院に対する方針をお話しになっているか、何もしていなければそれで何も無いということですので、お伺いしたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

私は町長になってから、医療現場の労働環境の負担軽減のために最大限努力してまいったつもりであります。それは現場で働く人に対する尊敬も当然そうなのですが、やはりその高い使命感を何とか果たしてもらうために私どもに何ができるかということで、例えば当直の研修医の派遣であるとか、そういうことに対して私は努力してまいったつもりであります。したがって、だから結果として今回のことと言うと、2年前から齋藤先生は結局、もう大変なのだというお話をされていた。それを何とか1年でも長くということで、ご負担を軽減させることをみんなで話し合いながらやってきたというのが事実でありますから。だから、それにつきましては、ただそのことと、札医の齋藤教授はずっと以前から、もう産婦人科は地方では無理だということをはっきりおっしゃっていました。それは何でかと言うと、麻酔科医と小児科医がセットでいなければ、分娩というのはやはりリスクが高過ぎると。したがって、標茶町立病院さんでもできるだけ早くこの体制は変えたほうがよろしいのではないのでしょうかということはずっと、3年ぐらい前から強く言われておりました。そのことは齋藤前院長も十分理解をしております。

今回も、一応齋藤教授のほうは、標茶の町立病院はこれからやはり内科中心にいくべきであろうと。というのは、産婦人科はどう考えてもやっぱり無理だと。札医のほうもこれが精いっぱいであって、現在、ことし1年間は1週間を派遣していただくことになっていきますけれども、来年以降について言うと、ほかのやっぱり緊急を要する、優先的に派遣をしなければならない病院があるので、非常に困難だということを、そういう意向をお伺いしております。

○委員長（田中敏文君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） これ以上、微に入り細に入り質問する必要もないので、大事な医局のほうでは精いっぱいやっていただいたけれども、これについては難しい局面に入ったなというふうに私は理解するところです。

また決算委員会もございますので、いろいろ調査、勉強して、別な場面でご質問する

こともあると思うので、きょうは総括質疑、これ1つで終了いたします。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君）（発言席） 今の黒沼委員の話とほとんど重複するわけですがけれども、私は確認の意味でもう一度お聞きをしたいと思います。

まず、二、三年前から町長は高齢のためにという話は聞いていたという言い方をしていましたけれども、これは全員協議会の中でも今まで1回も話をしたことがないですよ。ここで今話しただけですよ、そういう話がなくて。今まで我々も院長を呼んでいろいろ話を聞かせてくださいという話だったのですけれども、結局は私が全部答えませ、今忙しくて来られませんでした、こういう話だったわけですよ。そうだったらなぜもっとそういう話を早く我々の前に出さないのかと。そうすると我々だってそういう心の準備があるわけですよ。

それと、終わってしまった話だから仕方ないですがけれども、ただ、黒沼委員も言っていましたけれども、給料が4分の1削減された。それは事実なのですよね、まず。町長が先ほど言ったように、1週間分が結果的にはカットされるわけだから仕方ないでしょうと。そういうことですよ。

それと、院長を非常勤にしたと。ここなのですけれども、これは誰が任命権者なのか。院長は、町長から聞いたわけでない。事務長からその話を聞いて、私は非常勤になって給料を4分の1下げられましたと、こういう話なのです。その辺どうですか。確認の意味で教えてください。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

まず、非常勤という形でありましてけれども、その身分の部分は、年齢の部分で公務員の中ではそういう形でいかなければならない。それで、ただお医者さんとしてはいていただきたいのでそういう形に、これは大分前の話だと思いますけれども、そういう形になったというふうに聞いております。

それから、報酬の関係ですけれども、報酬の関係につきましては、先ほど町長が申し上げましたように、医師の派遣が月4週のうち3週になりましたと。3週と1週です。1週のほうの報酬についても、札医のほうにお支払いする形になります。それで、私が直接齋藤先生とその4分の3についてのお話をさせていただきました。その中で、私は齋藤先生がご理解いただいたというふうに思っています。年額このぐらいになります、月幾らになるのだという、これだけですよということでお話をし、2度お話しさせていただいて、2度目のときには、わかったと、私は直接お伺いしております。

それで、ただ、この金額につきましても、先ほど町長が言いましたが、何度も医局のほうには訪問しておりますので、その中で教授のほうにも提示をしながら、このよう

なお考えでいかがでしょうかということではご了解をいただいているというふうに私もは受けとめているところでございます。これがもしご理解いただけないということであれば、まさしく新年度はスタートしていなかったというふうに私は思っているところです。年度前に、この辺のお話については、私が直接話をさせていただきました。

○委員長（田中敏文君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 後藤委員の、何で議会のほうに話さなかったのかというお尋ねですけれども、ちょっと記憶に定かでないのですけれども、院長先生が体力的にいろいろな問題があってやめたいという申し出をされて、そのために負担軽減を図るためにいろいろなことをやってきましたということは、私、たしか昨年のだこかの時点で申し上げていると思います。そのことは、そして実際に、ただそれが申し上げなかったのが悪いと言われても、私としては、齋藤先生が了解をされてあと1年あと1年という形でこれまで勤務をいただいておりますので、今回こういうぐあいに突然申し入れをされてということは全然想定しておりませんでしたので、ひょっとしたらそこら辺の説明がちょっと丁寧でなかったのかなということは思っておりますけれども、私たしか昨年の何回かのお話の中で、齋藤先生の状況についてお話をしているというぐあいに思うのですけれども、今、記憶がちょっと定かでないものですからはっきり申し上げませんが、一応そういうことでありますので、もしお話をしていなかったとすれば、そういうことで私としては議会のほうにそういったお話をするような状況ではなかったというぐあいに判断をしていたということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） その話はわかりました。

だけれども、昨年の12月30日に医大の教授、齋藤さんが来て、本人と話し合って来年1年間はやりますよという話にもなっていたにもかかわらず、なぜ6月30日に急にやめるようになったのかという理由が、結果的には非常勤になるだの、給料が4分の1になるだの、こういうことがあったからやめるということになったのかなという感じはしないでもないのだけれども、ただ本人は現在も元気でいますし、そういうような話はしていないと。黒沼委員も言っていましたけれども、ほとんどそんな話はしていなかったという経緯があるわけですよ。ただ、言った言わないということになりますから、きょうもここに……

（発言席のコップが割れる音あり）

○委員長（田中敏文君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時01分

○委員長（田中敏文君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） 興奮したわけでないのですけれども、何も割る必要はなかったのだけれども割れてしまったので、申しわけないのですけれども。

結局、ここに記録もとられているわけですから、言った言わないということは記録に残るので、後でまたそれらの精査をすればわかる話ですけれども、結果的にはやめてしまったと。町長が先ほど言ったように、医局のほうにお願いに行ったけれどもという話で、どうしても齋藤前院長がかたくなにそれをやめたいという話をした。なぜそのときに院長と一緒にいくとか、何かそういうような手続というのはしなかったのですかね。その辺はどうなのですか。

○委員長（田中敏文君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） なぜしなかったというのは、先ほど申し上げましたように私は、齋藤先生が副町長に対してこうこうこういう理由でやめたいと。今回、ちょっと新しいといえますか、初めてお聞きしたのは、分娩がなくなってやることもなくなったということをおっしゃっていました。これは今まではそういうお話はなかったものから。ただ基本的には、自分の年齢のこと、家族を置いていること、親の面倒を見なければいけない、そういうことでやめたいということでもありますし、今回、齋藤先生がそういうことで札幌市に新しい勤務先を探され、ご家族の近くでなられていることでもありますので、私としてはこれはいたし方がないというような判断をしております。院長と一緒に教授との話は、これは私も何度も、これは事務長もそうだと思いますけれども、今まで齋藤先生は、私たちは医局の教授の指示で動いているということ。だから、そういう齋藤先生がやめたいという理由をもし覆せるとしたら、唯一可能性があるのは教授だというぐあいに私は判断しましたので、直ちに齋藤教授とアポをとって札幌に向かい、この間の事情等を説明したわけでありまして。だから、そのことがなぜと言われても、私はそれがベストの方策だというぐあいに考えたからであります。

○委員長（田中敏文君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） お産がなくなるとか、年がどうだとか、高齢だとかというのは、昨年の12月30日でわかっているはずですよ。それがなぜ今ごろになってすぐにそういうことが、本人もまして1年間やりますよと言っているのにこういう結果になったということは、どういうことなのかと。町長、今言いましたよね。確かに高齢だとか、家族のそばにいないとかならぬとかと、それはそれで私が、本人がここにいるわけでもないですから、言った言わないになりますから、とりあえずここに記録されていると思いますから、それはそれでいいです。

それで、今度は事務長に聞きたいのですけれども、きのう報告があった医者の勤務体制というやつの中で、今後、医者をもとめて派遣してもらえよう方法をとろうと

いうのは、北海道医師協会ですか、間違ったら申しわけないけれども、そこへ今度は派遣をお願いしているということなのですか、これは多少なりともそういう脈はあるということなのか、ちょっと聞かせてください。

○委員長（田中敏文君） 病院事務長、山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

今回、北海道病院協会のほうへ臨時的医師派遣ということで依頼をいたしました。これは日曜日の当直業務について、こちらに常勤でいらっしゃる院長、副院長の日直・当直業務の負担が増すということから、負担軽減を図るために、北海道病院協会のほうへ臨時的な医師派遣の依頼をいたしました。

そして、今現在の状況なのですが、厚真町から今月9月から、日曜日の当直ということで医師派遣をいただけることとなっております。この厚真町の先生は、この後も月1回のペースでこちらのほうの日曜日に当直に来ていただけるという、今、状況となっております。

また、あと北海道病院協会のほうの医師派遣の取り組みの今の状況なのですが、登録されている医療機関に対して、今、医師派遣の依頼をしていると。現実的には、釧路市内の医療機関のほうに今そのことを当たっている最中でありましてということになっていくところがございます。

○委員長（田中敏文君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほど委員のほうから、やめる理由は12月の以前でわかっていたはずなのに何でということ、逆に言いますと、だから私もそのときで、先ほども黒沼委員のご質問にもお答えをしましたが、札幌医科大学の産婦人科といえば、本当にこれは忙しくて、全道から信頼をいただいている、本当に拠点病院であります。その先生に、私が教授のほうにお願いをしたのは、齋藤先生がこのように体力的に大変だということ、何とかお願いできないかということで、何度も何度もお願いをして、その結果として教授の判断で1週間だけだったら何とか対応できますよということで、それで12月の時点で齋藤先生も納得されたわけです。だから、先ほども申しましたように、したがって私としては、それまでの間、自分が高齢である、家族のこと、いろんな等々の理由について言うと、それも全て先生として理解をされた上で新年度1年間頑張ってもらいたいというぐあいには私自身は考えておりましたので、何度も言いますが、私自身が非常にその突然の申し出にびっくりいたしまして、対応に苦慮したと、そういうことですので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（田中敏文君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 確かに1カ月1週間というのは、前に話は聞いていました。だけれども、不思議だと思うのは、先ほども言いましたが、12月にそのことも含めて1年間働きますよと言っている人間が、なぜそんな中途半端な段階でやめるのかとい

うことは、私だって疑問ですよ、正直なところ。だから、何かあったのではないのかと。先ほど私言いましたように、給料もそのときはどう考えていたのか、あなた方が。そういうことだってわからないわけですよ。それと、例えば名誉院長にしながら、1年間ご苦労さんでしたということで、給料もそのままにして置いておくと。そういうぐらいの配慮があったって不思議でないわけですよ。それをそういう掃いて捨てるようなやり方をしたことが、本人はやっぱり傷ついたのでないかという、正直言ってそういうふうに考えるわけですよ。だから、誰がどうのこうのじゃなくて、なぜ半年しかたたない段階ですぐやめるようなことが起きたのかということが、私は不思議で仕方がないという話なのです。いや、それ言った言わないだからもういいのですよ、町長、そんなこと言ったって。

○委員長（田中敏文君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 私、何度も申し上げますけれども、私どもがそれで理解できなかったわけです。確かに名誉院長というお話がどこかから出てきたのはあります。それと、例えば待遇を今までどおり維持すればよかったのではないのかというお話がありますけれども、私としては、今まで4週間働いていた先生に、これから3週間になってもらうわけですから、そこで同じにはやはりできないし、ほかに働いていただいている先生方もいらっしゃるわけですから。その方たちの給料等々はそのままにしておいて、4分の3にした先生だけを今までと同じにしていこうというのは、病院の全体を考えたときにそれは無理だということで、私は教授のほうにも最初からそういうことでお話をしましたし、これは厳密に4分の3ではないと思うのです。ちょっと、働いている基礎の日数が4分の3なので、その部分については4分の3ですけれども、ほかの手当等については従来どおり支給をしておりますので、単純に4分の3ということにないのをお願いします。

それと、これは何度も申し上げますけれども、私どもは本当にこの理由がわからないわけで、ただ、齋藤先生が理由として副町長に言ったことに関して言うと、それは今までも何度もお聞きをしておりましたので、もうこれは限界なのかなと、無理になったのかなというぐあいに私は判断したということをお先ほど申し上げたわけです。

○委員長（田中敏文君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 町長も何度も言うけれども、それは確かにそのとおりです。私だって何でそうなったのかとわからないわけですよ、本人がいないわけだから。だけれども、通常考えたら、もう一年働きますと言った段階で、そういう給料が差引かれるとか、言葉が悪いですけども、下がるとか、それから非常勤になるとかという話は全然なかったのですか。4月になって初めてなのですか、その辺は。どうなのですか。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） 賃金の関係ですけれども、12月30日にその話があった後、私

が、記憶では1月15日、一度その話をして、その後に再度持ち帰りながら話をしたところであります。それで、最終的には恐らく1月中だったというふうに記憶がありますけれども、そこの中では日単価については全く変化はありません。それにプラスこれらの手当、それからまた月曜日を埋めていただかなければならない点もちょっとありますので、月額報酬についてはおおむねこのぐらいですということでお話をして、それについてはご了解をいただいている話です。

非常勤の話というのは今始まった話でなくて、これは65歳になった時点でそういう形で対応したいと。ただ、院長先生というそれは、職名はありますけれども、公務員としての取り扱いが非常勤という形での報酬という、給与から報酬に変わったということですが、これは制度上の話ですので、それはご理解をいただいているなというふうには思っています、もうこれは数年前の話になりますので。先ほど申しましたけれども、賃金の関係というか、報酬の関係につきましても、1月末だったと思いますが、年額でこのぐらいになります、月額でも調べるとこのぐらいですというお話はさせていただいて、私はわかったというお話をお聞きしたところでもあります。

○委員長（田中敏文君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時14分

○委員長（田中敏文君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） 私、けんかを売っているわけでも何でもないですけども、公務員ということで65歳ということであつたら、その時点でもう給料は下がっているわけでしょう、早い話が。違うのですか。ことし下がったのですか、その辺は。どうなっているのですか。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

その時点で給与という体系でなくて報酬という形をとったと思っています。その中で、さっきのその院長先生であつたときの報酬の維持をしていたと。現状維持をしていたということでの報酬総額というふうに押さえていただければと思います。

○委員長（田中敏文君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） それと、先ほど言いましたけれども、任命権者というのは、院長にそういうことを伝えるときには誰がやるのですか。事務長がやるのですか。課長がやるのですか。

そんなに迷う話なの。

○委員長（田中敏文君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 最終的には私のほうからです。ただ、それが直接であるか間接であるかは別にして、私の指示でということになります。時によっては事務長経由というふうになります。

○委員長（田中敏文君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） そうすると、今回は事務長経由でやったということでもいいのですね。どうなのですか。

○委員長（田中敏文君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 今回というのはどういうことですか。今回は齋藤先生のほうが退職願を出されたわけですから。

○委員（後藤 勲君） 最後の結論というか、それはやっぱり町長が出るべきでないのかいと。そういうあれでない……

○町長（池田裕二君） 通常、退職願を出されたときに、私とその本人に会ってどうこうというお話はないと思いますが。出されれば、それはそれぞれの理由があるわけですから。その理由を、私は、だから今までの経過等から判断をして、今回の場合についてはいたし方がないというぐあいに判断をしたわけですから、だから退職願を出された方に私が退職ですよと伝えるということは多分ないと思いますが。退職ですよとは伝えることはないと思います。

○委員長（田中敏文君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） ただ、いや、それは常識的にわかりますよ。だけれども、そういう重要な話であれば、町長が先に出向いて行って、やはりゆっくり話を聞くなりなんなりするのは、標茶町の代表ですから、そういうようなことも考える必要があるのではないかと。余り、本人の話ですから、私はきょう確認の意味でこの話を聞いていますから、当然録音されていますから、それはそれでいいと思いますけれども、後で調べたことによつてそれが違っていたぞとかというようにならないように、できればそういう話を私は引き出したいと思っていただけですよ。この話、いつまでやっても仕方がないですから、先ほどの病院の中の話なのですけれども、今、火曜日、水曜日の午後は休診ですよ、内科。今度、婦人科の先生が厚真町から1週間来ると。違うのですか。

（何事か言う声あり）

○委員（後藤 勲君） 当直ね。当直だけね。

（何事か言う声あり）

○委員（後藤 勲君） そうすると、その人は今の段階では契約的なものはないのですか。ただ来るといっただけの話で、いついつまでという契約とか、そういうのはないのですか。どうなのですか。

○委員長（田中敏文君） 病院事務長、山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

今回、北海道病院協会のほうへ依頼をしている先生がこちらのほうに9月から来られるということですので、契約については、北海道病院協会と覚書を交わすということで、この後、手続を今進めるところでございます。

以上です。

○委員長（田中敏文君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 病院のほうでは1週間1週間と言っていますけれども、正味4日間ですね。違いますか。1週間ですか、やっぱり、あくまでも。土日含めて1週間ということですか。

○委員長（田中敏文君） 病院事務長、山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

今回の厚真町から来られる先生につきましては、日曜日の当直業務ということで来ていただけることとなっております。日曜日は午後4時から翌朝の8時30分までの当直をしていただく業務ということで来ていただけることとなっております。

○委員長（田中敏文君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 当然、産婦人科の先生がいないわけですから、1週間に1回の日曜日というだけの話であれば、それ以外に診察に行った人たちについては、ほとんどどうにもならないような状況が起きると思うのですけれども、これらについてはやはり釧路に、婦人科ですから釧路に行ってくださいと言われるこの紹介状やなんかも必要になるわけですし、この辺についてはどのような対応になっていくのかなど。救急車が来ましたが、釧路に連れていきました、はい、回されましたということにならないような方法というのをやるつもりはあるのですかね。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） 診療体制について、もう一度お話をさせていただきたいと思っておりますけれども、以前からお話をしておりましたが、齋藤先生が抜けることでの影響度ということでもありますけれども、1つは、通常の診療は内科医2名、それから外科医1名、これは常勤であります。産婦人科のお医者さんは、今、札医大のご理解を得て、1週間送っていただけるということになります。それで、その中で健診等についてははしっていただくということが1つあります。そこで課題であったのが、当直の面だったというふうになります。齋藤先生が抜けた30数日の当直、これについては、非常に北海道大学の外科のご理解をいただいて、その部分は派遣されている外科の先生方に埋めていただけたというふうになりました。唯一残っていたのが、外科の先生が日曜から月曜にかけての当直がちょっとできないというときがあります。そのときに埋めていただける先生が確保できるかということがありまして、先ほど事務長が話しました厚真から来られる病院協会からの派遣医師というのは、その抜けている部分をカバーしていただける

先生が埋まったということですので、当直関係については、従前と同じようなローテーションでできるという体制が確保できたということでございます。

それから、婦人科の先生は月1週ということでおいでになりますけれども、それ以外には救急体制ですが、これにつきましては、病院のほうで消防の救急隊とも十分な打ち合わせをしまして、対応については協議しているというふうを受けているところでございます。

○委員長（田中敏文君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） わかりましたので、なるべく支障のないようによろしく頼みます。

終わります。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君）（発言席） 黒沼委員、後藤委員、病院の関係について、齋藤先生のご質問をしているわけでしたが、お話を聞いていて、私は私なりにびっくりいたしまして聞いておったのです。

それで、とにかく齋藤國雄先生、今までの経過の中でやっぱり疑問に思っているのは、何でうちの町長との間が、仲よく折衝できるような、いつでも声をかけたり、院長室へ行ったり、町長室へ来なくても、たまにはご飯を食べたり、何で一番大事な者同士がそういう私なりの言葉で言えば険悪な、そういう状態に、首をかしげているのならその険悪のところを教えてあげますから、今、首をかしげていなさい、そうやって。どうしてそういうような状態になったのか、それが私、理解できないのですよ。だから、そういうことをこうだろう、ああだろうと言ったら、もうずっと積み重なってきていますから。何でこうやって積み重なったのだろうかかと、やっぱりそう思うのです。

そこで、副町長が悪い、事務局のほうが悪いとか、こんなことではないのです、私の言うのは。町長が一番責任があると思っているのです。町長も言っていましたよね、これだけは。町長が一番責任があるのです。人任せにして、失敗しようが成功しようが、それもあなたの責任。ですから、今ここでこんなこともあったでしょうと、あんなこともあったでしょうと言ったら、時間、全然こんなもので足りなくなるから、そういう話はしたくないのさ。ただ、私、この件について、時間も時間ですから最後のほうを申し上げますけれども、齋藤先生、28日にここを出たのだね、標茶を。そのとき、町長はどこにいたのかわかりませんが、お見送りか何かしたのかどうかかわかりませんが、齋藤先生、議会で言ってほしいとはそういう言い方はしませんけれども、標茶の町民の皆さんに、私がここからいなくなるのは、池田町政に不満があると。いいですか。こう言って行ったのですよ。おたく、町長、齋藤先生をどういうふうにして送ったのか知りませんよ。あなた方はお会いできたのかどうか。

私の言うのは、何でこういうことになったのだろうか。そして、今後、標茶町町民がこの医療の体制で、先生のことで、本来はやっぱり医者は医者の世界ですから。黒沼さんの息子さんもお医者です。標茶の平野さんの息子さんもお医者です。地元にも大学に勤めている先生方もこうやっているのですが、そういうお医者さんを、齋藤先生は私に前に言っていたのは、1年間のお約束をしたときに、お医者さんが見つけれればいいけれども。俺も思い切って探してみるけれども、ひょっとしたら旭川医大の先生に頼んで、いろんなことをこうだあだと頼まなければならなくなるかもわからんな、こうやって心配していた先生です。

何でこういうことになったのか、私は、こういうことを問題視したくて前院長を議会やなんか呼んでどうのこうの、何とかおさめたかったのです。先生に来てもらって、町長と仲をきちっとしてもらいたいなと思っていたの。それで、本当の気持ちはそういうこととお話ししようと、お話し合いしようという気持ちがあった。ただ、何があったのと聞いたら、それぞれの思いが違いますから、いろんな話が出ると思います。齋藤先生は、自分は1年間約束したところだから。約束は守るのですよ、あの人。それが途中でこうなったから、黒沼委員も後藤委員も聞いているのだ。そして、確実な証拠が、テープをとったり、そういうものは私も何も持っていませんけれども、齋藤先生、さっき言った高齢ですわ。70歳過ぎたら高齢、私も70歳ですから高齢ですけれども、高齢はお医者さんは免許を持っていればどこに行っても就職できるのだとか、早く行って就職すればいいなという、こういううわさの話も耳に入ってきています、私に。うちの町民が言っているのか、どこで言っているのかは別にして。それから、お医者さんは齋藤先生がいるおかげでもって、役場で探せるのに、齋藤先生がいるから連れてこられないと。齋藤先生が何か邪魔したごときのような話も出てきた。話というのはいろんなことが出ます、町長、これはそんな町長が言っているなんて思わないけれども。いろんなことがいっぱい出てきていたのさ。

だけれども、そういう話は別にして、そういう形の中で出ていった齋藤先生、奥さんと。奥さんは涙をこぼしていました。館田さん、残念だと。うちの人は22年間標茶にお世話になった。ただこの言葉ですよ、私。うちの人は悪いことをしたのだろうか。だから、私はそんな考え方でないですよ、ああでないですよ、この議会での表の話はいいです。だけれども、行った齋藤先生のご夫婦のお気持ちがそこだけで僕はとまればいいのですけれども、これが医大だ、北大だ、旭川医大だと。こういうところに行って、標茶は一体何をやっているのだと。それから、薬剤師というか、お薬屋さんの先生方も、出たり入っている営業マンの人も、僕ら以上に詳しいくらいよく知っています、標茶のこと。そういうものを照らし合わせたら、我々の言っていることが全部合っているとは私は押しつけはしませんけれども、何でこういうことになったのだと。このことだけでも、いや、実はこうだということが町長にあるのだったら、いや、何もありませんよという

のならそれでいいですよ。私も聞きたいぐらいなのですと。何があったのでしょうか。何もいない人を、齋藤先生が、あの先生がこうやって粗末にしたりするわけがない。

この話もひっくり返して、齋藤先生の奥さんが言っていた、何か悪いことをしたのでしょうかと。そして、元気よく働いていますよ、今。働いています。だから、私が、行くときに、失礼なことがあったのだったら頭を下げますと。名前を言ってもいいのですけれども、ちょうど来たときに、もう一人の人がおりまして、標茶の人が。その人も私と一緒に頭を下げてくれて。とにかく先生、札幌に行ったら、大学の関係については、標茶とどういふことがあろうと、ひとつまた後押ししてくださいと、こう言って、頭を下げて、さくらハイヤーに乗って釧路駅まで行きました。

だから、僕、どうも町長の受け方がもう少し深い中身があってもいいのではないのかなと思うのですけれども、どうですか。

○委員長（田中敏文君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 繰り返しになりますけれども、私はこの間、齋藤先生には1年でも長く働いていただきたい、そのために何ができるかということで、いろいろなところをお願いをし、そういった体制をつくってきたつもりであります。したがって、私もこれ何度も申し上げていますが、いきなり辞表を提出されたわけですから、私どもとしても非常に当惑をしたというのは、これ何回も申し上げていますし、ただ、その理由が、副町長から聞いたらこうこうだということなので、ああ、そのことは今までもずっと先生はおっしゃっていましたよねと。そこを何とかご無理をして、先生がいなければ町立病院はやっていけませんのでお願いしますと、私どもができることは何ですかということで、私どもは対応を、対策というのをつくってきたつもりであります。

したがって、今回のことに関して言いますと、突然先生が退職をされた、その申し出の理由について言うと、私は十分理解もできますし、それとやはり札幌医大の教授のところに行ったときに、札幌での就職のお話も伺いましたので、ああ、そういうことであればもうこれ以上はお引きとめすることは無理だなというぐあいに判断をしたということでもありますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） さっきからその話はもう私、理解しているのだわ。理解しているの。そして、前の後藤さんのときも答弁していましたが、黒沼さんのときも答弁していましたが、4回、5回とやめるという話を聞いて、とめてきたと。それ、町長だけでないのさ、とめているの。私もとめているのさ。もうこれ以上我慢できないと1回来るたびに、ちょっと待てと。時には副町長に電話を入れて、あなただけでなく私もとめているのです、本当に。

ただ、これは、どうしてとめなければならないかといったら、うちの病院の体制が、

標茶町民の健康を守るのに急にお医者さんがいなくなったのでは、これは大変だから1年間なら1年間、これいる間にやはりそういう見通しをだんだんみんなで議会も理事者もつけていなければならないわけだから。町民に不安を与えられないわけだから。だから、一緒だと思って、我々もとめていたの。

だから、思うのは同じなのさ。ただ、何であなた方の2人の間が、そうやってお互いに腹を割って話し合えるような仲になっていなかったのだと。これ、なっていないことは事実だよ。これは事実。だから、何があったのだというのさ。だから、例えば私は、池田町政というのは、池田さんというのは、頭もいいし、切れ味もいいし、答弁もなかなかいいから、ただ、標茶町はよく理解をしていないというところはある、確かに。ただ、職員の話、また我々の話を、うのみにしているところもあったのではないのかなと、こういうふうな思いもあるのさ、私は。聞き入れてしまう。本当かどうかわからないうちに聞き入れてしまうと。何かそういう人の優しいところがあったのではないのかなと私は思っているのさ。だから、あんな、酒も飲まなければ、たばこは飲んでいますが、酒も飲まない、何も人に、病院で勤めていたって恐らくああでもない、こうでもないのごねることもない。ごねられることがあったって、ごねることはないと思うのですよ。そういう人と池田さんが、町長としてうまくいかないわけがない。だから、不思議だと聞いているのさ。だから、不思議なの。もう一度。

○委員長（田中敏文君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 私に対するいろいろな一方的なお話をされても、何でそういうお話になるのかなというのは、非常に私としては不可思議に思っております。ただ、人はそれぞれいろいろな考え方を持っているわけですから、だからそれに基づいて自分の人生というのを私は生きているのだと思いますから、私は私なりに院長先生に対しては尊敬を払い、できるだけ長く働いていただけるように、それは齋藤先生だけではなくて、全ての現場の人に対して町長として最善を尽くしてきたということでもあります。それで、もし館田委員がおっしゃるように、齋藤先生が私に対して嫌悪感を持っていたということであれば、それはそうかもしれませんけれども、私はそのことについてあえて否定するつもりもありませんし、それは委員のご意見といたしますか、お考えというぐあいに私は思っておりますので、それはそれで受けとめておきたいと思えます。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 町長、私の意見に合わせることも何もないのです。ただ、町長のそういう答弁を聞いていると、何か自分みずからそうだなと、俺も多少反省のするところがあるのかなというところが見えないのさ。相手がそういうようなことを思ったのなら、いや、俺もそういうところがあったのだろうか。ただ、これが時系列的にこんなこと、あんなことと言い出したら、もう時間も何もこれ1日や2日あったって足りませんから、こんなことはやっつけられません。

だから、一番最後のことだけ私は言っていますけれども、私は、町長はもう少し人に優しい折衝の仕方というかな、頭の下げ方、私、昔、代議士の秘書をやっていたころ、この頭の下げ方でもって怒られたことがあるの。頭の下げ方が悪いと。お名前を言ったらわかんと思うけれども、小沢辰男先生に怒られまして、東京で。トントンとドアをたたいて、会釈をただけなのです。それで、小沢先生にもう一回やり直しがかかって、恥ずかしかったですけれども、いっぱい秘書のいる中。ああ、舘田さん、やられたのですかと言うから、はい、やられましたと言ってやり直ししました。

だけれども、町長、これ、頭も少し、先ほど黒沼委員が言ったように、お医者さんというのは、やっぱり町長の職とお医者さんの職とはまた違うものですから、これはやっぱり頭を下げたり合わせるところをちゃんとやれなかったら、まずいですよ。どうも今の答弁を聞いていても、町長は冷たく感じる、どっちかといえば。だから、全てが齋藤院長も正しいわけではないのでしょうか。だけれども、あなたとの間がうまくないというこの事実は、事実なのよ。だから、齋藤さんが札幌に行く前にこういうことを解決して、3つの学校との状態もよくしたかったのさ、我々は。これはそのチャンスがなくなってしまった。そして、涙をこぼされて、議会で言ってくれとは頼まれなかったけれども、舘田さん、情けないと泣いて行きましたよ、奥さん。うちの人がかわいそうだと。何のために標茶に尽くしたかわからなくなったと。

だから、このことを重く受けとめるかとめないかわからんけれども、多少心に受けとめてもらわなかったら私は困るなと思っているのですけれども、もう一度だけ答弁を下さい。

○委員長（田中敏文君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 私は全て自分が正しいとは思っていませんということは、ずっとこの前から申し上げていますし、自分が未熟であることも十分自覚をしております。ただ、委員が望むように頭を下げろと言われても、私はそれは当然必要なときは下げますけれども、足りないと言われてたらそうかなと言うしかないわけでありまして、これは私自身が今まで64年間生きてきた一つの矜持でありますから、だから私はそれよりは町長としての職務を、これをやはり全力で尽くすことのほうがより重要だと思っております。

確かにいろんな人からいろんなご意見をいただいていますし、愛想が悪いとか、人づき合いが悪いとか、それはいろんな人から言われています。しかしながら、私は私なりに自分なりに少しでもという思いでやってきていました。それが委員の一方的な話ですけれども、それが足りない、冷たいという、こういったことを私はこの場で言われて、私が反論できないというのは、ちょっといかなものかと思うのですけれども、こういう場で一方的に冷たいとか性格が悪いとか言われるということに対して、私自身は非常に納得できないというぐあいに思っております。ただ、何度も申し上げますけれども、

私はまだまだ未熟でありますし、別に自分が全て正しいと、完全とは思っておりません。これからももし足りないのであれば、できるだけ多くの皆さん方のお話を伺いながら、できるだけ仕事に邁進してまいりたいと、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 誤解しないでね、性格が悪いなんて言っていないですよ。頭もいいし、なかなかいいですよ。だから、ただ優しさの気持ちが冷たく感じますよということを行っています、私は。そんな性格が悪いなんてあなた、池田町長のようにいい人をつかまえて性格が悪いなんて言ったら、怒られてしまう。

まず、そう言って齋藤医師が標茶を出たと、こういうことまではきょうここで、また一応町長との間で話をして、ちょっと話題をずらします。

それで、病院の話が出ましたから、病院の医師の対策は今までやって来たとおりのことです。医師の対策のめどとして、この医師不足を解消して、今、内科の休業もなくなって、看護婦さんも何人かそろえて、昔のような営業にするということは、どういうようにこの辺のことは考えているのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

先ほど現状の医療体制、医師4名での運営ということで示した状態に、変則ではありますが、今、そこに持ってきたところでもあります。これは本当に、道内、これは全国を含めてそうですけれども、医師の確保は非常に難しいところではありますが、北海道医療財団、それから全国自治体病院協議会、それから民間医師紹介所等も含めて、そして何より医局のほうにもアプローチしながら、もとの状態といいますか、少なくとも4名体制のところは常勤医を持つという形に持っていきたいというふうに我々は思っています、それらについてのアプローチを行っているところでもあります。

これがいつまでできるかという部分につきましては、本当に私も道の担当部局に行きましたら、全道の首長さんが入れかわり立ちかわり来るといような状態になっております。そういうような状況下にありますので、ただ、今、当面の部分は何とか各機関にご理解いただいておりますので、できるだけ早くそれらの体制を整えたいということで考えているところでもあります。期限については、いつまでということは相手方があるものですからなかなかちょっと言い切れないところですが、最大限の努力を、町長を先頭に進めていきたいと考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） いや、仮にその体制ができたときには、今の休業の体制は内科の診療の午後からですか、休みになっている体制は解くことが、やっぱり近くにとにかく、この先生の体制さえできれば、とれるようなことになるのでしょうか、どうでしょ

う。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

先ほど、町長が札医大の教授と話した内容の中で、内科を中心にとということで体制を組んではいかがかというアドバイスを受けておりますけれども、医師といってもいろいろな科目がありますので、医師が1名確保できた段階で、全てそこになれるかという部分は、現場の内科医の医局と十分相談した上でなければならないと思いますけれども、医療総体の中での緩和という部分は図れるのかなというふうに思っております。見つかったお医者さんの診療科目にもよるというふうに判断しているところであります。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そうしたら、ある程度確保ができて、無理だというふうに判断しておいたほうがいいですね。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えします。

今、内科医さんが院長、副院長2名でありますけれども、その見つかったお医者さんと診療体制を、私どもはプロでありませんので、専門のドクターの中でお話しになって、それがもし緩和できるということであれば回復できるのだと思いますけれども、これについては、今現状ではできないともできるのもちょっとなかなか言いがたいところだということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それと、救急指定の関係なのさ。救急指定で先般、厚生文教委員会でもちょっと勉強もさせてもらって、早速こうやって使わせて質問させてもらいますけれども、今のこの医師の体制が、やっているうちは大丈夫だと思うのですが、仮に救急指定が無理になるような、できなくなるようなことはあり得ないのだろうか。

それから、国の指定が解かれると、交付税の関係も連動していますから、仮に交付税の関係が、医師が足りなくて、足りないような状態に入って、先生の当直やなんかが無理だよと。そうなってきて、いわゆる救急指定のほうには独自でやらなければならないようなことになりかねないのではないのかと、そういうことは全く心配ないというふうに考えていいですか、今の病院の体制からいって。どうなのでしょう、副町長。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをしたいと思います。

救急指定の部分では、まず、24時間ですか、医師がいるということが条件だというふうに思っております。ほかの病院でも、もしかすると3人体制で救急を維持しているところもあるかもしれませんが、ただ、それにあっては、やはり残った3人の方の負担が大きくなってしまふということだというふうに思っています。それで、今回も4人体制で

いたのと同じような当直体制をとっていくというふうにしております。ですから、現場で本当に頑張っていただけという部分はありますけれども、冒頭申し上げましたが、常勤医の負担軽減というものを図っていかなければ、なかなかそれが維持できないと思いますので、その体制を維持していくことが救急体制の維持につながるというふうに思っているところであります。

救急の返上になった場合には、その部分の交付税についての影響が多少あったというふうには記憶してございます。できるだけ私どもとしては、今はパーツパーツで埋めながらも体制を維持しますけれども、それらの体制についての維持を今後も追求していきたい、そしてできるだけ早く常勤医4名という形の体制をとりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そうしましたら、この救急の体制だけは確保する、イコール標茶町立病院はこのまま存続をしていけるというふうに考えていてよろしいですか。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） 町としては、まさしくそのような体制を維持したいというふうに切に願っているところであります。ただ、これにつきましても、人のある部分でありますので、そういう体制を望みながらも体制が整わない場合、これは考えたくないところなのですけれども、整わない場合には次の手段を考えなければならないというふうには思いますが、今の願いとしては、ぜひその救急指定病院の体制、今現状の部分を保ってまいりたいと切に願うところであります。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 願うところでありますということは、ちょっと願わない場合もあるということなのだけれども、これはやってもらわなければ困るのですよ。というのは、今、先ほど池田町長と私も、黒沼さんと池田さん、後藤さんと池田さんが、何もお互いに言いたくないようなことを、恐らくこんなことは言いたくないの、さっき言ったようなことなんか。ただ、こういうことの経過の中で、今、副町長が言ったように、医師の確保に将来的に影響が出たら困る。困るのですよ。だから、これから確保していかなければならないのに、そういうのがこういう今までの積み重ねが医師確保に、標茶の町民に悪影響を与えたら、これはとんでもないことですから。こういうことがなくて、頑張ってもそうならざるを得ないような場合だってあるのに、こんなような何か暗い話がある中で、医師がおりませんでしたでは済まされないと、こういうことだけは私言っておかなければいかんなど、こう思うのですよ。

そして、今、うちのお医者さんの人数なのですが、この間勉強させていただいた中では、今現在、入院が34名、外来が148名、そして標準で5.58人の先生、常勤としては5.45ですよ。これだけの先生が、外来が148名来ていれば、入院が34名で、これだけの

先生がいると。そういう中で、4名の体制ですから。逆に、これ今148名ですからこういうことですが、これが平均の標準的にいけば大体80人ぐらいの外来患者で、そしてうちはベッドが60床ですから45床ぐらいの入院があって、そうすると大体これで計算すると4、五、六人ぐらいなのです。それでその中で4人でやっておったのです。ですから、今のうちの病院も頑張っているのです。148名もこうやって来てやっていますから、頑張っているのですよ。

そういう中で、診療所だとかそういうことにならないということでないともまた困るのは、病院の中の職員の人手、動揺している人は動揺している人でおりますからね、これ。診療所になるのでないだろうか、齋藤さんがいなくなったらと。ひょっとしたら診療所になるのでないだろうか。我々こうやっているけれども、もう必要ないと言われるのではないかと。看護婦さんだって、ほかの技師の人手だって、いろんな技術の人だって、うちはもった、そういう心配していますよ。これまず、そういう心配はないのだと、こう言って、安心してうちの病院で働いてくださいと言ってやってくださいよ。いかがですか。

○委員長（田中敏文君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

委員はどのようなお力をお持ちなのか私には理解できませんけれども、この問題を済まされないと、そういう言い切れるというのは、多分今の世の中ではちょっと考えられません、相手があることですし。私どもも結局そうならないように、町民の医療サービスを低下させないように、なおかつ現場で働く人たちの労働環境をこれ以上悪化させないように最大限の努力をしてきたということでもあります。

先ほどから、事務長から、日曜日の当直が1人見つかりましたというお話をさせていただきましたけれども、実はこの事業も、これは病院協会のほうでやっている事業ですが、常勤医の方が突然に退職をされて、ほかの常勤医の方の労働環境が悪化する場合に、病院協会として全道的にそういった手当てをするという事業でありまして、これは緊急的な事業であります。当面は私どもとしては結局、先ほどから何度も副町長が申し上げているように、齋藤先生の辞意がかたいということの中で、どうやって先生たちの環境を守っていくかという中で、北大の消化器外科の医局の方にもご理解をいただき、どうしても日曜日の部分が確保できないということで、病院協会を通じ、道を通じ、お願いをして、今回の事業申請をして、病院協会のほうで全道的に人間を探してくれたということでもあります。残りの3週分については、まだ明確に回答をいただいておりますので、これから先も病院協会のほうにお願いしてまいらなければいけないと思いますけれども、何とか24時間体制を守りたいということで、私どもとしては最大限の努力をさせていただいているということでもあります。

それが、確保できるとかできないとか、そういうことを現時点で明確に断言するとい

うことは、私は、どなたであっても、それはできないと思います。そういうことも、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 普通の話をしているときなら、確保しなければならないとか、断言したようなことは言わない。齋藤先生の出ていき方が非常によくはないから、こういう背中をしょって後々の影響がなければいいのだけれども、影響があるようで、できないと言うわけにはいかないよと、町民に対しては。私はそう思っているということを言っているのですよ。

○委員長（田中敏文君） 待って。座ってからだよ。

まだしゃべっているの。

○委員（館田賢治君） しゃべらせてくれないの、あなた。いいわ。では、しゃべって。

○委員長（田中敏文君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 何度もお答えをしておりますけれども、私は齋藤先生から辞意が出され、今までの経過等を踏まえたときに、これ以上ご無理をいただくのはもう限界だというぐあいに判断をして、こういったことになっているということ、私はそのように考えています。私は、齋藤先生から直接、今、館田委員や後藤委員や黒沼委員からお話のあったようなことは一言も聞いておりませんので、そこら辺もぜひご理解を賜りたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 齋藤先生が最後に帰るときに、町長に何か言ったのでしょうか。余りこんなみっともないような話もしたってしょうがないのだから。だけれども、これは議会も挙げて頑張らなければならないことなのです。だから、町民に対しては、いろんなことの中で、事情の中で、できませんでしたなんていうのは通常のことのときであって、私は、あなたもそうだし、私たちもそうなの。町民に、できないと、不便さがあり仮に出たら、やっぱり頑張らないとならないのだ、何とんでも。そういう思いで話していることですから。

それともう一つ、10月1日から医療の法改正になりましたね。平成26年4月の診療報酬改定で、10月1日から、一般病棟の入院の基本料金、7対1だとか10対1だとかで。これは早く言えば、入院が90日までやっていたけれども、今度これ変わることによって、21日かそのくらいで出なければならなくなるわけですよ。この特定患者としての待遇を受けたやつが除去されるのでしょうか、排除されるのでしょうか、これ。なくなるのでしょうか。こうしたときの影響はどういうふうになるのですか。うちの病院、どうですか、どんな影響が出てきますか。

○委員長（田中敏文君） 病院事務長、山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

平成26年4月の診療報酬改定において、ことしの10月1日から、一般病棟入院基本料、7対1とか10対1の入院基本料を取っているところにあっては、90日を超える入院患者さんにつきましては、10月1日以降、特定患者としての制度が廃止されます。それによって影響度ということがございますけれども、全体的にこの対象者となられると思われる方は2名から3名というふうに関今、現状押さえております。当面、今すぐという影響は出てこないものというふうに関思っております。現状は、今、うちの場合は10対1ということでの、これは平均在院日数21日以内、そしてしかも看護師さんの月1人平均72時間以内を堅持することによっての10対1があるわけですが、当面、今すぐ影響は出てくるものではないというふうに関思っているところでございます。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 本当にもし影響が出たら困りますから、これも影響が出るようなときには、うちの町民で今現在、本当にこうなっているのに、またそういうような無理なことを、法律が変わったことによって変えたことをしなければならないということになったときに、どんなことが町のほうでできるのかなということもあったものですから、ちょっと今、質問しておいたのですが、今のところ特別心配はないというふうに関理解をしておきます。

それで、病院の話はこれで終わって、地方交付税の話、ちょっとお聞きさせてください。

平成26年度の地方交付税、釧路管内の交付税、決定になりまして、先ほども予算でちょっとお話が出ていましたけれども、交付税、7町で220億7,200万円、そして標茶は47億円からの、これ25年ですよ。25年、47億円。それに、交付税だけ、対策債を入れないで。それで、26年と比べたら、交付税だけで3億2,400万円くらい減額になりますよね。そして、いや、これ合っているかどうか、まず、この交付税の関係で、26年と27年度のあれで3億2,400万円くらい標茶町の分で減額になるというふうに関捉えているのですけれども、それでよろしいですか。

○委員長（田中敏文君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

25年と26年の対比ということでお答えをさせていただきますが、25年度に比して26年度につきましては、3億2,300万円程度の減、率としましては6.9%の減となっております。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 時間もないですから、差額だけ言います。

それで、臨時財政対策債は対比で3,200万円ぐらいということで、これも3,200万円ぐらい減だということですよよろしいですか。

○委員長（田中敏文君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 全くそのとおりでございます。

○委員長（田中敏文君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） そうしますと、3億円台の交付税、この臨時財政対策債が合わせて減るわけですが、今年度の予定のいわゆる財政運営の面で、いろんなうちが毎年やっているように積み立てだとか、いろいろありますけれども、そういう積み立てやなんかのほうも考えて財政運営としてはどんなような考え方を持っていますか。これだけ減れば相当きついと思うのですが、いかがですか。それとも、このぐらい減っても、貯金はできなくなったけれども何でもないわというふうに考えているのか、その辺どうなのですか。

○委員長（田中敏文君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 先ほどの逐条の歳入の部分でご説明をいたしました、本年度の決定額は43億9,678万円でございます。計上済み額と今回の補正額を合わせても、現在までの計上額にまだ達していないという状況でございます。留保があるということでございます。歳入欠損ということではございませんので、これから12月、3月の補正に向けては若干の影響が出てくると思いますが、今の段階では急に財政運営に支障が出るとは考えておりません。

○委員長（田中敏文君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） そうしたら、全くこの減っている分についての考え方は今のところ持っていないと、こういうふうに考えていていいのですね。

ところで、この臨時財政対策債という、そもそもこの分は、どういってお金として考えていけばいいのですか、これ。例えば交付税と同じなのですけれども、交付税を補佐するものみたく見えるわけですよ。だから、それぞれの町村によってこれもみんな違いますけれども、交付税の金額は違うけれども、この臨時財政対策債そのものが交付税との連携の中での考え方は、どんな考え方を持っていればいいのですか。

○委員長（田中敏文君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

臨時財政対策債、今回の補正予算書の9ページにも載っておりますが、説明で、地方交付税収支不足対策債という形でございます。委員もご存じだと思うのですが、この制度は平成13年度に始まりまして、本来は交付税で算定をされなければならない交付の部分を、昔は交付税特会で国が借金をして、その分、地方に送り込んでいたのですが、国が借金をできなくなったので、一度地方がその分を借金してくださいと。その後の地方交付税に上乘せして臨時財政対策債の分は算定をいたしますよという制度が始まっていますので、あくまでも地方交付税と同じような一般財源と捉えております。

○委員長（田中敏文君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 交付税と同じだという考え方なのですからけれども、それでこれ、

ところどころみんなこの算出の基礎が違うのですけれども、そこそこの町村の財政力でもみんな変わってくるということになるのか、財政力というか、みんなそれぞれ多少違うよね、財政力が。そういうのでも変わってくるやつですか、これ。

○委員長（田中敏文君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

あくまでも交付税の計算上の足りない部分ということですから、町村によって額が違うというのは当然のことです。

○委員長（田中敏文君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） わかりました。

それで、交付税もこうやって、臨時財政対策債も減るようになってまいりました。財政の運営、最終的にどうなるのかわかりませんが、標茶は標茶流でやはり積み立てだとか、いろんなことがありますから、そういうことも踏まえて全体の予算計画の資金繰りを、担当課長としては頭が痛いのだろうけれども、やるのでしょから、そっちのほうには間違いのないように運営をしていただきたいなど、こういうふうに思っております。

時間は。まだやっていいのか。やりなさいと言ったらやりますよ。

○委員長（田中敏文君） あと7分で1時間になりますので、まだ。22分から始まっていますから。

○委員（舘田賢治君） まだ22分やっていいのか。

○委員長（田中敏文君） いいえ。22分までです。

○委員（舘田賢治君） 22分か。7分しかないのではないか。

そうしたら、これ最後にどうしてもやらなければならないのは、食材なのです。食材、どういう結論になりましたか。長いことここでやったら、また時間がないから。もうそろそろ。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） 複数の課にまたがる課題だと思しますので、私のほうからお答えしたいと思います。

さきの議会の中でもピルカトウロの運営方法としては、視点として3点挙げたというふうに思っています。1つはこれまで同様、食の提供をメインとする方法、2つ目は体験観光施設としての任務、3つ目が全く違う施設としての任務というような3つがあるというふうに考えられるということで前回お答えしたというふうに思っております。

その後ですが、具体的な調査といたしまして、観光のプロであるエージェントからの聞き取り、それから年商50億円ぐらいですけれども、やっている外食産業の経営者からの聞き取り、そして地元業者からの聞き取り等を行ったところであります。その中で浮かび上がったことは、塘路地区はやっぱり観光地としての可能性が極めて高いという

ことであります。ちなみに、最近釧路へ入ってきている大型クルーズ船の関係でもありますが、塘路地区方面へ向かう定員80名のバスについては、満員であるというふうに向っております。それから、そこの中には、やっぱり食については不可欠な要素であるということは浮かび上がってまいりました。それと、今まで経営形態、ああいう形態でいくとなかなか採算性が維持できないというのも、1つは浮かび上がる場所でもあります。もう一つは、遊びや体験というのも必要な要素ではないかというふうになっています。

あそこの利用の状態ですけれども、内需部分ではなかなか厳しく、やっぱり東京、名古屋、大阪、そしてこれは観光業界の中でいきますとアジア圏を客としてターゲットというようなことがあると思います。そのためには、非常にこれはほかもそうですけれども、情報発信をもっとしていかなければならないだろうと。ただ、それをやっていくためにも、2年から3年ぐらいの長期スパンでやっぱり考えていかなければならないものであるというのは、各プロフェッショナルの話でありました。

それともう一つ可能性があるのは、あそこの施設を使いながら長期滞在というのも、1つは方法としてあるだろうということでもあります。

これを総合的に判断しますと、1つはこれだけ期待度が高いというふうになりますと、全く違う施設としての任務というのは、これはまずは当面ちょっと除外して考えたほうがいいのかというふうに思っております。それで、1つは先ほどありました食の部分、それから体験観光という部分がありますけれども、そういう部分をさらにちょっと広範な形で追求をしてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

今、一定の方向が見えてまいりましたので、それらについての呼びかけ等についてはこれからちょっと進めながら、求められる施設の運営相手等についてもさらに探っていきたいというふうに思っていますし、地元ともまた、先般もまた協議したところでもありますけれども、それらの協議についても重ねながら、もっとしっかりしたその方向性というのは定めてまいりたいと。今の現段階では、方向性の絞り込みができたというのが今の現状でございます。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） いや、これ、何か堂々めぐりで来ているみたいで、こうやって黙っていても、去年の10月1日からあそこ空き家になって、お金だけ食べているのですよ。そして、あそこを使うといたら、また本当に投資のお金、大分かかりますよ、あれ。

それからもう一つは、大事なことは、地元の、前で「ばる」やなんかやっている人方との連携が全然あそこないのですよ。つい何日か前も私、釧路の帰りに寄ったのですけれども、あそこ一体何なのだと、気持ち悪いよと言われた。

だから、きのうの一般質問でも無駄な金は使わないと町長も言っているわけですから、ちゃんとこれこそ、そんなあしたからすぐやめろと言ったわけでない、ずっと続けてき

たのだから、やめるのか次のさっき言った3点に絞っていくのかは、具体的にはやっぱりもう詰めていなかったらまずいのではないですか。僕は、詰まっていないのだったら、少なくともあの地域の人とちゃんと後ろ指をさされないようにコンタクトだけとってほしいのよ。そうしたら、せめてこんなことをここで言わなくたっていいのさ。行くたびに、気持ち悪いとか、誰もおりませんよとか。いたときだってさっぱり連絡もないのだと前ここで話ししましたけれども、だからせめてあとは町なのだから、町とあそこで、地域で頑張っている人方との間でコンタクトをとって、農林課がとるのか商工観光がとるのか、これは別にして、役場全体の中で。そうやってくださいよ。そういう、もし今副町長が言うようなことで検討しているのであれば、検討しているように。こういうことも考えていると、ああいうことも考えていると。地域の人方ともやってくださいよ。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えします。

先ほどもお話ししましたが、私も地域の皆さんとちょっとお話をして、考え方等についての確認はしてきております。その中でどうしていくか。基本的には、つくったものを売るというよりは、売れるものをつくるという考えでいかなければならないというふうに思っております。それを、先ほど言いました地域の思いもありましょうし、あとは商品としてやっぱり売る方もいる話になると思います。それらの整合性を進めていかなければならない。施設の整備についても、それに合ったような形で進めていかなければならないと思っています。ただ、何より、おっしゃったように、コンタクトについては、極力減らさないように進めていきたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） できるだけ余り、もう毎回毎回、食肉加工工場、食肉、食材と言ったら、あははなんて笑われるようになってきているのだから、もういいかげんに方法のほうを出してください。

それで、これで最後にいたします。

屠畜場の関係なのですが、町長のこの屠畜場建設に向けて最大の努力をするというのを新聞でも拝見いたしました。頑張っていたきたいなと、こう思っております。

そして、17日、18日、道へ行って東京ということになるのでしょうかけれども、17日は道へ行っても、許認可やなんかのこともありますから、恐らく向こうはそれなりの担当部長も用意したり、いろんなことをしていると思いますけれども、いずれにしても釧路と根室の人方が、行政に携わる人方も、農業団体の人方も、いや、標茶さん、どうもよかったなと言われるように、そしてまたお願いをしておきたいのは、内部的に何をやっているのだと言われるようなことはないと思いますけれども、外部から。外部はどんどん進んでいるけれども、内部がさっぱり進んでいないななんてと言われるようなことのない

議案第47号・議案第48号・議案第49号審査特別委員会記録

いように、頑張ってはくれていると思っているのですが、ここまで来たら、時間もないですから、町長中心にして精力的にひとつこの建設に向けて頑張っていたいただきたいなど思っております。このことをお話し申し上げて、ここでまた町長の事務所開きですか、この決意をしゃべったの。ここであのしゃべったときの決意をもう一度聞かせてください。私、行っていなかったものですから。

○委員長（田中敏文君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） これにつきましては、もう3年ぐらいの間、ずっと何度もお話をしております、私はスタート時点から考えは変わっておりません。釧路・根室管内の酪農畜産の振興のためには、この施設はなくてはならないというぐあいに考えています。経済団体さんのご意向を十分にそんたくしながら、市町村みんなで協力をして、実現に向けて努力をしていくと。設置の要請を受けた町としては、最大限の努力をしていくと、そういう覚悟でありますので、これに向けて、ただ非常に多くの困難があります。時間も非常にタイトでありますけれども、チーム標茶として全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○委員（舘田賢治君） 以上で終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） 討論ないものと認めます。

これより議題3案を一括して採決いたします。

議題3案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第47号、議案第48号、議案第49号は、原案可決すべきものと決定されました。

◎閉会の宣告

○委員長（田中敏文君） 以上で議案第47号・議案第48号・議案第49号審査特別委員会に付託された議題3案の審査は終了いたしました。

これをもって議案第47号・議案第48号・議案第49号審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 4時25分）

議案第47号・議案第48号・議案第49号審査特別委員会記録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

年長委員 黒 沼 俊 幸

委員長 田 中 敏 文